

【Q：社会福祉法人の合併】

Q 社会福祉法人の合併に伴う諸手続について教えてください。

A

社会福祉法人の合併とは、2つ以上の法人が、契約により1つの法人に統合することを合併といい、新設合併と吸収合併の2つの方法があります。

○新設合併 ⇒ 合併により既設の法人の全てが解散し、新たに法人を新設することです。

○吸収合併 ⇒ 合併により1つの法人のみ存続し、他の法人を吸収（解散）することです。

合併手続等の手順を示すと、下記のようになります。

1 合意形成

- (1) 合併する法人間で事前協議を十分に行い、互いに合併に向けた合意形成を図ります。
- (2) 各々の法人の理事会及び評議員会で合併を議決し、議事録を作成します。（社会福祉法第49条）
- (3) 合併に向けた協議や事務作業を効率的に進めるため、「合併協議会（仮称）」を相互の法人が共同で設置します。（社会福祉法第52条）
- (4) 合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の一切の権利義務を継承することから、消滅法人の解散及び精算手続を経る必要はありません。（社会福祉法第53条）

2 合併契約

- (1) 合併内容に関して双方の合意が得られれば、合併契約書を作成し、双方の法人間で契約書を取り交わします。
- (2) 合併契約書を取り交わす前段階で、合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件について確認書を作成し、双方の法人間で契約を取り交わすことが望ましい。

3 役員を選任**(1) 新設合併の場合**

- ① 合併協議会で設立までの暫定的な役員を選出します。
- ② 設立当初の役員は、新たな法人設立後（登記完了後）定款に基づき遅延な

く評議員を選任し、新たな評議員会において理事、監事を選任します。

(2) 吸収合併の場合

合併に伴い、理事、監事、評議員の定数を変更し、増員する場合は、定款変更を行い、理事会で評議員を選任し、評議員会で理事、監事を選任します。

4 定款の作成及び変更

(1) 新設合併の場合

合併により新設する法人の定款を合併協議会で作成します。

(2) 吸収合併の場合

合併に伴い法人の定款を変更する場合は、存続法人の理事会で議決します。

5 所轄庁への申請

所轄庁へ合併認可の申請及び定款変更の申請を行います。

なお、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談することが必要です。

6 債権者保護手続き

(1) 所轄庁から合併の認可を受けたら、その認可の通知があった日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。(社会福祉法第50条第1項)

(2) 債権者保護の観点から、債権者に対して合併について異議を述べる機会を設けることが必要です。

合併認可の通知を受けた日から2週間以内に、債権者に対して、異議があれば2ヵ月又はそれ以上の期間を設定し、異議を申し述べるよう公告を行うことが必要です。(社会福祉法第50条第2項)

(3) 金融機関など明確な債権者に対しては、合併認可の通知を受けた日から2週間以内に、個別に催告書を送付し、異議の有無を確認するとともに、異議が無い場合は、承諾した旨を書面で取り付けることが必要です。(社会福祉法第50条第2項)

(4) 債権者が合併に対して異議を述べた場合は、これを弁済するか、もしくは債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。(社会福祉法第51条第2項)

7 法務局への登記手続き

(1) 合併により消滅する法人については、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事業所を所轄する法

務局を経由して、合併の登記の申請と同時に解散登記を行います。

- (2) 従たる事業所を設けたときは、合併に必要な手続きが終了したときから3週間以内に、従たる事業所の所在地において、所轄の法務局へ登記を申請します。
- (3) 新設合併の場合
 - ① 合併により法人を設立する場合は、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事業所の所在地において、所轄の法務局へ新設の登記を申請します。
 - ② 登記終了後、正規の手続きで役員を選任した際、代表者等が変更になった場合は速やかに所轄の法務局へ変更の登記を申請します。
- (4) 吸収合併の場合
合併により存続する法人については、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事業所の所在地において、所轄の法務局へ変更の登記を申請します。

8 規程・システムなどの整備

- (1) 合併後の法人運営や業務遂行に支障が生じないように、各種規程・マニュアル等の整備・統合を行います。
- (2) 各法人が設置している各種委員会の運営について検討し、必要に応じて規程等の修正を行います。
- (3) 情報システム、経理システムなど各種システムの統合を行います。
- (4) 名義変更が必要なものは、合併後の法人名に変更します。

9 職員の処遇の検討及び説明

- (1) 合併後の給与体系、勤務時間や休暇などについて検討し、給与規程や就業規則などの変更を行います。
- (2) 合併後の各職員の役職や配置などを検討します。
- (3) 全職員に対して合併後の処遇について説明を行い、理解を得ます。
- (4) 職員の合意が得られた上で、就業規則については所轄の労働基準監督署に届出を提出します。

10 利用者やその家族、地域への説明

- (1) 利用者やその家族へ合併の説明を行い、理解を得ます。
- (2) 地域へ合併の説明を行い、理解を得ます。

なお、合併手続きの手順に係る補足説明等の詳細については、平成20年3月に

社会福祉法人経営研究会が「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」をまとめていますので、参照してください。